4　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　鈴木　達也　電話022―225―2171㈹　内線2526

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧中､本案件の「登録文書一覧」欄から､ダウンロードすること。)

交付期間は、平成23年７月14日から平成23年９月28日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（最終日は入札書受付締切時刻である午後４時。)。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法により入手できない入札参加者に対しては、発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）で交付するので、上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。

受付期間は平成23年７月14日から平成23年９月28日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで（最終日は入札受付締切時刻である午後４時。)

なお、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　上記⑵により、電子入札システムからダウンロードした又は発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）での交付を受けた当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等に基づき申請書及び確認資料を作成すること。

申請書及び確認資料は平成23年７月14日から平成23年８月３日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時（ただし、７月14日は午前９時30分。)から午後５時(ただし、８月３日は午後４時。)までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成23年７月14日から平成23年８月３日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時（ただし、８月３日は午後４時。)までに、上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出することもできる。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出することもできる。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年９月28日午後４時。

②　紙による持参の提出期限は、平成23年９月28日午後４時。上記⑴へ持参すること。

③　郵送又は託送による提出期限は、平成23年９月28日午後４時（必着。)。送付先は、上記⑴。

④　開札は、平成23年９月30日午前10時、東北地方整備局入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成23年９月７日から平成23年９月28日まで。〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526　持参､郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店))。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店))又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

なお、保管金の納付又は利付国債の提供にあたっては、事前に上記４⑴の担当部局へ連絡を行うこと。

②　契約保証金　納付（保管金取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店))。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店))又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、保管金の納付又は利付国債の提供にあたっては、事前に上記４⑴の担当部局へ連絡を行うこと。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　技術提案に当たっては、入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。)について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。)で施工する場合は、その内容を明示した施工計画書を提出すること。この施工計画書が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画書を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画書を提出すること。

⑸　上記３⑴により提出された施工計画書について競争参加資格確認通知に併せて技術提案の評価を通知する。通知する内容は、技術提案ごとに加算点の付与の対象とする提案（「○」と表記)、加算点の付与の対象としない提案(「―」と表記）及び実施不可の提案（「×」と表記）とする。なお、実施不可の提案とは、発注者が設定している標準案を満足していないなど技術提案として適正と認められない提案や現場条件により実施できない提案などであるが、実施不可の提案項目を通知された場合は、当該項目を削除もしくはみえ消しした施工計画書を入札書に添付して入札を行うこと。また、ＶＥ提案の全てが実施不可の提案として通知された場合は、標準案による入札とし、入札書に添付する施工計画書は、標準案に○をつけたものとする。

⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は､申請書の差し替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。)。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。